

# 第1章 吹田市の環境政策

本市の環境政策の基本的な枠組みと施策の目標を紹介します。

## ■ 吹田市環境基本条例

本市は、平成9年（1997年）3月に「吹田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、本市の環境政策の考え方や進め方などの施策の基本的なことがらを定めています。

環境基本条例の主な内容

- (1) 基本理念、施策の基本方針
- (2) 市民、事業者、行政の責務
- (3) 環境基本計画・環境白書
- (4) 基本的な施策
- (5) 環境審議会

## ■ 吹田市第2次環境基本計画（改訂版）

本市は、平成26年（2014年）3月に、第2次環境基本計画の改訂版を策定しました。これは吹田市環境基本条例に基づき、環境政策の目標や施策の柱を定めるものです。

### (1) 計画の期間

平成26年度（2014年度）から  
平成31年度（2019年度）までの6年間

### (2) 施策の体系と環境指標

分野ごとに目標と施策の柱を定め、さらに具体的な施策と担当部署を明記して、責任の明確化と施策の着実な推進を図ります。

### (3) 重点プロジェクト

優先的に取り組む必要がある施策や、市民・事業者との協働の取り組みを促進させる施策、または環境に配慮した先導的施策として、特に重要なものを「重点プロジェクト」として設定し、その推進に取り組んでいます。



分野と目標	代表指標と目標値	施策の柱
<b>エネルギー</b> 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換 (P3～)	市域の年間エネルギー消費量 平成32年度(2020年度)までに (市域) <b>15.9PJ(ペタジュール)</b> (家庭部門・市民1人当たり) <b>8.6GJ(ギガジュール)</b> (業務部門・従業員1人当たり) <b>30.2GJ(ギガジュール)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ライフスタイルや事業活動の転換促進</li> <li>■ 省エネルギー機器等の導入促進</li> <li>■ 再生可能エネルギーの導入拡大</li> </ul>
<b>資源循環</b> 資源を大切に作る社会システムの形成 (P11～)	市民1人当たりごみ排出量(1日) 平成32年度(2020年度)までに <b>786g</b> リサイクル率 平成32年度(2020年度)までに <b>24.2%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発生抑制を優先する社会への転換</li> <li>■ 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築</li> <li>■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進</li> <li>■ 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築</li> <li>■ 水資源の有効利用と健全な水環境の推進</li> </ul>
<b>生活環境</b> 健康で快適なくらしを支える環境の保全 (P15～)	環境目標値達成率(大気、騒音、水質) 平成32年度(2020年度)までに <b>100%</b> (二酸化窒素、一般環境騒音、河川BOD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境汚染防止対策の推進</li> <li>■ 環境美化の推進</li> <li>■ ヒートアイランド対策の推進</li> <li>■ 日照障害・電波障害対策</li> </ul>
<b>みどり</b> みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成 (P25～)	吹田市域の緑被率 平成37年度(2025年度)までに <b>30%</b> 木々や草花などの緑が多いので まちに愛着や誇りを感じる市民の割合 平成32年度(2020年度)までに <b>62%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ みどりを継承する</li> <li>■ みどりを生み出す</li> <li>■ みどりを活かす</li> <li>■ 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める</li> </ul>
<b>都市環境</b> 快適な都市環境の創造 (P29～)	まちなみが美しいと感じる市民の割合 平成32年度(2020年度)までに <b>70%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観まちづくりの推進</li> <li>■ 自動車に過度に依存しない交通環境整備</li> <li>■ 環境に配慮した開発事業の誘導</li> </ul>
<b>重点プロジェクト</b> (P35～)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地球温暖化対策の推進</li> <li>■ ヒートアイランド対策の推進</li> <li>■ 連携・協働の推進</li> <li>■ エコスクールの推進</li> <li>■ 地域における環境教育の推進</li> </ul>

#### (4) 進行管理

年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、環境審議会に報告します。審議会での審議や評価

の内容を公表するとともに、次年度以降の施策に反映し、更なる取り組みを行います。